

**国民健康保険の新しい
保険証を送付します**

⑩10001156

現在、皆さんがお使いの国民健康保険の保険証は有効期限が8月31日です。新しい保険証を、8月中に簡易書留で各家庭に送付します。

9月1日以降に診療を受ける場合は、必ず新しい保険証を医療機関に提出してください。

▼保険年金課

☎23 2149 FAX23 0180

**野犬対策にご協力を
お願いします**

⑩10004214

市内では、野犬に関する目撃情報や苦情が多く寄せられています。野犬や野犬による被害を増やさないように次のことにご協力をお願いします。

◆市民の皆さんへ

生ごみが野犬の餌になります。家庭から出る生ごみは、必ず決められた日時・場所に出してください。また、野犬には絶対に餌を与えないください。

◆犬を飼っている方へ

逃亡した飼い犬が野犬になる場合があります。係留器具（首輪、リードなど）の破損を見つけたらすぐに交換してください。また、放し飼いは絶対にしないでください。

◆畜産農家の方へ

家畜が野犬の餌になる場合があります。家畜が襲われたり、家畜の餌が野犬に盗み食いされたりしないように、畜舎の周りに進入防止策（フェンス、ネットなど）を講じてください。また、死亡した家畜は正しく処理してください。

▼環境政策課

☎23 7401 FAX23 0180

▼愛知県動物保護管理センター

〒1東三河支所

☎(0532)33 3777

税

**個人事業税第一期分の
納税をお忘れなく**

個人事業税の第一期分の納期限は**8月31日**です

8月中旬に県から納税通知

書をお送りしますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストア（納付金額が30万円以下のものに限る）、県税事務所で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開設している金融機関で手続きをしてください。

※手続きの時期により、第二期分からの取り扱いとなる場合があります。

▼東三河県税事務所課税第一課

☎(0532)35 6127

http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

**国民健康保険税の納期と
納付方法**

⑩10001159

国保税額は7月に決定し、8月中旬に世帯主あてに通



知します。世帯主が、他の健康保険に加入していても、家族の中でお一人でも国民健康

保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額（第1期・第2期分）を差し引いた税額を第3～8期の6回に分けて納めていただきます。

◆国民健康保険税の特別徴収

国保税の特別徴収（年金からの引き落とし）の対象は、世帯主を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になります。

- 今年度中に75歳になる方
- 滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方
- 年金額が年間18万円未満の方

- 介護保険料と国保税を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

◆延滞金

国民健康保険税を納期限までに納付されなかったときに

は、地方税の規定により、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、税額に延滞金が加算されます。 ※詳細はお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23 2149 FAX23 0180

国民健康保険税の税率

区分	医療分	支援金分	介護分
①所得割額 前年の所得に応じて賦課される額	4.9%	1.6%	1.3%
②資産割額 今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じて賦課される額	29.0%	9.0%	5.0%
③均等割額 加入者1人当たりの額	28,800円	8,400円	7,800円
④平等割額 加入世帯1世帯当たりの額	31,200円	7,200円	6,000円
年税額 ①+②+③+④	賦課限度額 540,000円	190,000円	160,000円